

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成14年7月1日付け国自整第63号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）の一部改正について

平成20年2月  
整備課

## 1. 改正の内容

(1) 「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成14年7月1日付け国自整第63号）

別添1 「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成14年7月1日付け国自整第63号）新旧対照表

(2) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）

別添2 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）新旧対照表

## 2. 今後のスケジュール(予定)

通達発出:平成20年4月

施行:1. (1)について

平成20年8月

1. (2)について

平成20年5月

ただし、次の改正規定は平成20年8月

(この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によります。)

(1)第2項第6号の改正規定

(2)第5項第1号の改正規定

(3)第5項第2号を削り、同項第3号を改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする改正規定

(4)別表1

①法29条を加える改正規定

②法90条の改正規定

③法91条-1項の改正規定

④法91条-3項の改正規定

⑤法91条の3[則62の2の2条1-4]の改正規定(備考欄に係るものを除く。)

⑥法91条の3[則62の2の2条1-5]に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定

⑦法91条の3[則62の2の2条1-8]を加える改正規定

⑧法94条の5の改正規定

⑨法99条の2の改正規定

⑩法第100条を改め、同条を「法100条-2項」とし、同項の前に「法100条-1項」を加える改正規定

(5)別表2

- ①法94条の3-1項[優良規則5条及び6条]に「⑨法令の規定を遵守する体制でない」を加える改正規定
  - ②法94条の3-1項[指定規則2条]を加える改正規定
  - ③法94条の5-1項の改正規定(違反事項欄が「適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵」に限る。)
  - ④法94条の5の2-1項の改正規定
  - ⑤法94条の6-1項の改正規定
  - ⑥法94条の6-2項の改正規定
  - ⑦法94条の8-1項の改正規定(具体的違反事例欄が「②自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付」に限る。)
  - ⑧法第100条を改め、同条を「法100条-2項」とし、同項の前に「法100条-1項」を加える改正規定
- (6)別表3
- ①法94条-4項[優良規則7条-2号]に「⑨法令を遵守する体制でない」を加える改正規定
  - ②法第100条を改め、同条を「法100条-2項」とし、同項の前に「法100条-1項」を加える改正規定